

日本乗馬少年団連盟規約

第1章 総 則

第1条 本連盟を日本乗馬少年団連盟（以下「連盟」という。）と称す。（Japan Junior Equestrian Federation 略称 JJEF）

第2条 連盟は、事務所を東京都中央区に置く。

第2章 目 的

第3条 連盟は、乗馬を通じ青少年の心身の健全な育成に資することを目的として設置された乗馬スポーツ少年団（以下「少年団」という。）の乗馬活動を指導援助するとともに馬のウエルフェア尊重の精神を啓発し、もって団員の乗馬技術の向上を図り少年団の目的達成に寄与することを目的とする。

第3章 事 業

第4条 連盟は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 少年団の乗馬活動の援助
- (2) 少年団団員に対する乗馬技術の技能認定
- (3) 少年団の乗馬活動の指導者並びにリーダーの養成
- (4) 少年団の乗馬活動の全国的事業の実施
- (5) 少年団の乗馬活動のための施設並びに教育用資材の整備充実についての援助
- (6) 少年団の乗馬活動に関する調査研究並びに刊行物の発行
- (7) 関係団体との連絡並びに協調
- (8) その他連盟の目的を達成するために必要な事業

2. 連盟は、前条に規定する目的を達成するため、公益社団法人日本馬術連盟の組成団体として前項に規定する事業を行う。

第5条 この規定に定めるもののほか、連盟の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第4章 会 員

第6条 会員は、本規約第11条に定める各地区の乗馬スポーツ少年団連盟に加盟する団体とし、連盟の会員となろうとするときは、加盟する地区乗馬スポーツ少年団連盟の代表者の推薦書を添えて、別に定める入会申込書を会長に提出

し、理事会の承認を受けなければならない。

第7条 会員は、次の各項の事由の一に該当するときは、連盟を脱退する。

- (1) 会員から脱退の申出があったとき
- (2) 会員たる資格を喪失したとき
- (3) 解散したとき
- (4) 会費を引続き3年以上納入しないとき
- (5) 除名されたとき

2. 前項第1号の申出は、別に定める脱退申出書を会長に提出しなければならない。

第8条 連盟は、会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、その会員を除名することができる。この場合には、連盟は、その理事会の開催の15日前までに、その会員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 連盟の事業を妨げ、又は連盟の名誉をき損する行為をしたとき
- (2) 規約又は理事会の議決に反する行為をしたとき

2. 会長は、除名の決議が会ったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

第9条 会員は、入会の際に理事会で別に定める入会金を納入しなければならない。

2. 会員は、毎年度、理事会で別に定める会費を納入しなければならない。
3. 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、会員の脱退の場合においても、これを返還しない。

第10条 会員は、その名称、所在地又は代表者の氏名に変更あったときには、遅滞なく連盟にその旨を届け出なければならない。

第5章 組 織

第11条 連盟は、連盟の活動、運営の円滑化を図るため、全国を次の7活動地区に分け、それぞれの地区に地区乗馬スポーツ少年団連盟を置く。

- (1) 北海道地区乗馬スポーツ少年団連盟 (北海道)
- (2) 東北・北関東地区乗馬スポーツ少年団連盟 (青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島・新潟・群馬)
- (3) 関東地区乗馬スポーツ少年団連盟 (栃木・茨城・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨)
- (4) 中部地区乗馬スポーツ少年団連盟 (長野・富山・石川・福井・静岡・愛知・三重・岐阜)
- (5) 近畿地区乗馬スポーツ少年団連盟 (滋賀・京都・大阪・奈良・和歌山)

(6)中国・四国地区乗馬スポーツ少年団連盟 (兵庫・鳥取・島根・岡山・広島・山口・香川・徳島・愛媛・高知)

(7)九州地区乗馬スポーツ少年団連盟 (福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄)

3. 地区乗馬スポーツ少年団連盟は、それぞれの代表者を定め、その氏名を、連盟に報告しなければならない。

第6章 役員

第12条 連盟に次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上13名以内

(2) 監事 2名以内

2. 理事は、第11条で規定する地区乗馬スポーツ少年団連盟より選出された地区代表者及び理事会の承認を経て会長の委嘱する学識経験者3名以内をもってこれにあてる。
3. 理事のうちから、会長1名、副会長3名以内、理事長1名を互選によ選出する。
4. 前項により会長として選出された理事が地区代表者であった場合は、その地区は、地区代表者として後任者を選任することができる。その場合も第2項を準用する。
5. 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。
6. 監事は、理事会において選任する。

第13条 連盟に、顧問及び参与を置くことができる。

2. 顧問及び参与は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
3. 顧問及び参与は、連盟運営上の重要事項について、会長の諮問に応ずる。

第14条 会長は、本連盟を代表し、その業務を総理する。

2. 理事長は、会長を補佐し、事務局を総括して会務を処理し、会長に事故ある時はその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
3. 理事は、理事会を組織し、業務を執行する。
4. 監事は、理事の職務の執行状況および会計を監査し、理事会に報告する。また、監事は、いつでも、業務の執行状況および財産について、報告を求め、調査することができる。

第15条 役員任期は、2カ年とする。但し再任を妨げない。

2. 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。

第16条 任期満了又は辞任により役員がその定数を欠くに至った場合は、退任した役員は、その後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第17条 連盟は、役員が連盟の役員としてふさわしくない行為をしたときその他特別の事由があるときは、理事会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合には、連盟は、その理事会の開催の15日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

第18条 役員は、無報酬とする。

第7章 理事会

第19条 理事会は、理事をもって構成する。

2. 理事会は、この規定において別に定めるもののほか、連盟に関する重要な事項を議決する。
3. 理事会は、必要に応じ会長が招集する。
4. 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
5. 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
6. 理事は、理事会において各1個の表決権を有する。
7. 理事会の議決は、各項各号に規定する場合を除き、出席者の表決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
8. 次の各号に掲げる次項は、理事会において出席者の表決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。
 - (1) 規約の変更
 - (2) 解散及び残余財産の処分
 - (3) 会員の除名
 - (4) 役員解任
9. やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、書面をもって表決権を行使することができる。この場合は、出席したものとみなす。
10. 前項の書面は、理事会の開催の日の前日までに連盟に到達しないときは、無効とする。
11. 理事会の議決については、議事録を作成しなければならない。
12. 議事録は、議長が作成し、出席理事のうちからその理事会で選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。
13. 監事は、必要に応じ理事会に出席し、意見をのべることができる。

第8章 専門委員会

第20条 会長は、連盟の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決を経て、専門委員会を置くことができる。

2. 専門委員会は、理事会の承認を経て、専門的な知識を有する者のうちから会長

が委嘱する。

3. 専門委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第9章 会計

第21条 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第22条 連盟の資産は、各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金(30,000円)、会費
- (2) 助成金
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

第23条 連盟の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

2. 連盟の経費は、資産の額を超えて支弁してはならない。
3. 毎事業年度の収支計算における収支差額については、翌事業年度に繰り越すものとする。

第24条 会長は、毎事業年度開始前に、事業計画及び収支予算の案を作成し、理事会に提出しなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が決定しないときは、直近に開催される理事会において収支予算が決定するまでの間、前年度の収支予算に準じて収入及び支出することができる。この場合の収入及び支出は、当該年度の収支予算に基づいてなしたものとみなす。

第25条 会長は、毎事業年度終了後、収支決算にかんする書類を作成し、監事により監査を、受けなければならない。

2. 会長は、前項の監査報告書について、理事会の承認を得た後にこれを事務所に備え付けておかなければならない。

第10章 事務局

第26条 連盟の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

1. この規約は、昭和40年10月1日より制定する。
2. 昭和41年4月1日より改定する。
3. 昭和56年7月17日より改定する。
4. 平成6年12月6日より改定する。
5. 平成11年10月13日より改定する。
6. 平成12年5月10日より改定する。
7. 平成15年4月3日より改定する。
8. 平成18年4月1日より改定する。
9. 平成27年6月29日より改定する。